



# 広報えびな

編集・発行

海老名市役所 市長室

〒243-0492

神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

☎ (046) 231・2111

URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

\*この広報は再生紙を使用しています。



近年急激に増加している契約トラブルに応じる消費生活相談

## 15種類の専門相談で対応

市では、4月から新しい行政組織をスタートさせました。多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応した一例として、各種相談窓口を一本化し、広聴相談課として独立させたことがあげられます。同課では、6月からコミセンを利用した新しい相談業務を実施し、さらに行政サービスの向上を図ります。

広聴相談課では、心配事・悩み事、相隣関係など生活上の相談から、住宅の増改築、相続に関わる相談など現在15種類の相談を実施しています(下表参照)。  
厳しい社会状況が長引く中、相談件数もここ数年増加の一途をたどり、平成15年度には4200件を超えました。相談内容も様々に変化しているため、それぞれの状況に合った的確なお答えが出来るよう、専門の相談員を配備しています。専門相談の中でも、近年急激に増えているのが、消費生活に関する相談で、平成15年度には1400件を超えています。

# ひらきで悩んでいらませんか

各種相談窓口ご利用ください

### 市民相談一覧(毎月、翌月の予定を広報15日号4・5面に掲載)

相談の種類	曜日・時間	相談の内容	相談員
一般相談	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	市民生活全般の相談	市民相談室 相談員
消費生活相談	月曜日～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費生活全般にわたるサービス・商品購入のトラブル等の相談 (直通電話=292・1000)	消費生活専門 相談員
女性への暴力相談	毎週月・水・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	夫やパートナーからの暴力に対する相談 (直通電話=231・2224)	女性専門 相談員
住宅相談(予約制)	第2火曜日 午前9時～正午	住宅の新築および増改築に関する相談	建築職組合員
不動産相談(予約制)	第2火曜日 午後1時～4時	不動産に関する相談	宅地建物取引 業協会員
行政相談(予約制)	第4火曜日 午前9時～正午	国・県などの仕事に対する意見・苦情	行政相談委員
人権相談(予約制)	第4火曜日 午後1時～4時	近隣問題等の相談	人権擁護委員
法律相談(予約制)	毎週水曜日・第2金曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分	法律問題に関すること	弁護士
開発行為相談(予約制)	第1・3月曜日 午後1時～4時30分	開発行為に伴う日照・騒音・振動等の相談	開発行為等 相談員
女性相談(予約制)	偶数月の第1木曜日 午前10時～正午 午後1時～3時	女性のいろいろな悩みについての相談	県婦人相談員
交通事故相談(予約制)	第2・4木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	交通事故に関する相談	県交通事故 専門相談員
建築相談(予約制)	第3木曜日 午前9時30分～正午	建築に関する相談	建築士事務所 協会員
税務相談(予約制)	第3木曜日 午後1時～3時30分	税金に関する相談	税理士
登記相談(予約制)	第3金曜日 午後1時～3時30分	登記・相続(税務は除く)についての相談	司法書士
行政書士相談(予約制)	第4金曜日 午後1時～4時	相続・遺言・内容証明・契約書の作成についての相談	行政書士

その多くは、消費者である私たちが日常行っている商品の購入時、各種サービスに関する契約時に発生したトラブルの相談で、最近インターネットや携帯電話を悪用した架空請求など

の報告が急増しています。こうしたトラブルは、一人で悩まず、市の相談業務を利用することで不当請求などから身を守り、適切に対応することが可能になります。

## コミセン巡回「市政相談」が始まります

市役所で行う相談業務の一部を紹介しましたが、自宅から身近なところで相談を希望される方を対象に、6月2日(水)から、各区のコミセンを巡回する「市政相談」を実施します(下表参照)。  
この相談は、市政に経験を積んだ職員が毎週水・木・金曜日にコミセンに向き、自治会長、地域の各種団体

の代表者、地域住民の方から各地域の問題・課題に

応じます。一般相談にも対応します。

### コミセン相談の日程

	午前 (9時30分～11時30分)	午後 (1時30分～3時30分)
水曜日	柏ヶ谷 コミセン	中新田 コミセン
	大谷 コミセン	上今泉 コミセン
木曜日	国分 コミセン	門沢橋 コミセン
	杉久保 コミセン	本郷 コミセン
金曜日	社家 コミセン	下今泉 コミセン

\*相談日が祝日およびコミセン休館日の場合は中止となります  
\*相談室は各コミセン会議室を予定しています  
\*直接会場へお越しください

### 問広聴相談課

一般相談=☎231・2111(代表)  
または☎233・4100(直通)  
消費生活=☎292・1000(直通)

## 6月1日は人権擁護委員の日——全国一斉特設人権相談を実施

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、昭和57年度から毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。本市では、今年も次のとおり特設人権相談を実施します。

▽日時 6月1日(火) 午後1時～4時

▽相談場所 市役所2階市民相談室  
▽法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は守られます

▽相談事項 親族・近隣・悩み事一般。  
※人権相談は、特設相談以外に、毎月第4火曜日、午後1時から4時に市民相談室で行っています(上表)。また、人権擁護委員の自宅でも受け付けています。必ず事前に電話連絡をお願いします。

### 市内の人権擁護委員

- ◆近藤淑子氏 || 中野395、☎238・3947
- ◆鴨志田英江氏 || 大谷3353-3、☎232・4694
- ◆土屋喜良氏 || 柏ヶ谷383、☎233・198
- ◆山田憲政氏 || 中新田152、☎232・663
- ◆大西幸道氏 || 国分北2-13-40、☎231・5074
- ◆尾上高穂氏 || 中河内1191、☎238・3834
- ◆二見隆江氏 || 本郷5204-1口、☎238・5574